

高社山麓・千曲川下流域 景観育成重点地域景観計画の変更

飯山市の 景観行政団体への移行

建設部 建築指導課



長野県景観計画

景 観 法

平成17年6月1日

施 行

長野県景観条例

平成 4年4月1日施行
平成18年4月1日改正

条例第4条に規定

長野県の景観計画

◎長野県景観計画(景観育成基準・届出対象行為)

<景観行政団体である市町村の区域を除く>

- 浅間山麓景観育成重点地域景観計画
- 八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画
- 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画
- 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画
- 伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画

市町村の景観行政団体への移行

(景観法第7条第1項、第98条第2項、第3項)

都道府県へ
協議書提出

景観行政団体になる旨の公示
(30日以上)

市町村
景観行政団体
へ移行

● 景観行政団体

- 景観条例を制定
- 景観計画を策定
- 景観形成基準に基づき届出制度を運用

飯山市の景観行政団体への移行

- H25. 10月 県へ協議書を提出
- 11月 同意書受理
- 12月 景観条例を市議会に上程
- H26. 1月 景観行政団体移行の公示
- 2月 公示から30日後
景観行政団体へ移行
- 4月 景観計画策定、告示・縦覧
- 5月 景観法に係る届出受付開始

景観育成重点地域景観計画の変更

- 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画
地域：中野市、飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村
- 変更箇所：飯山市の区域の削除

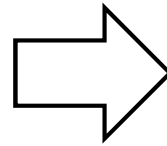
景観審議会への意見聴取

- 長野県景観条例第5条第1項
知事は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、広く県民等の意見を求めるとともに、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 同条第2項
景観計画の変更について準用する。

地域類型

県基準による地域類型

- 市街地地域
- 沿道地域
- 田園地域
- 山麓田園地域
- 山地・高原地域



飯山市独自による地域類型

- 市街地商業地域
- 市街地地域
- 沿道市街地地域
- 田園地域
- 山麓田園地域
- 山地・高原地域

景観形成基準(飯山市景観計画)

- 県の基準をベースにしつつ、色彩等に具体的な基準を設け、きめ細かに対応

届出基準 (主なもの)

届出の行為	長野県		飯山市
	全域(重点地域除く)	重点地域	全域
建築物新築 増改築	建築面積 1,000㎡を超えるもの	床面積 20㎡を超えるもの	床面積 20㎡を超えるもの
建築物 外観・色彩変更	変更面積 400㎡を超えるもの	変更面積 25㎡を超えるもの	変更面積 25㎡を超えるもの
土地の形質変更	面積 3,000㎡を超えるもの	面積 300㎡を超えるもの	面積 300㎡を超えるもの
プラント類、自動車 車庫、貯蔵施設、 処理施設類	築造面積 1,000㎡を超えるもの	築造面積 20㎡を超えるもの	築造面積 20㎡を超えるもの
電気供給施設	高さ 20mを超えるもの	高さ 8mを超えるもの	高さ 8mを超えるもの
屋外の物件堆積	高さ3m 又は面積 1,000㎡を超えるもの	高さ3m 又は面積 100㎡を超えるもの	高さ3m 又は面積 100㎡を超えるもの

同様の基準

今後の県の手続き

- 10月下旬 飯山市から協議書受理
- 11月中旬 飯山市へ同意書施行
- 4月中旬 高社山麓・千曲川下流域
景観育成重点地域景観計画
告示・縦覧
- 5月中旬 変更後景観計画発効
(飯山市景観計画発効とあわせ)

■ 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画（案）

変更案（飯山市区域除く）	現行（飯山市区域含む）
<p>高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画</p> <p>本計画では、高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。</p> <p>第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域</p> <p>第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係） 次に掲げる区域のうち、上信越高原国立公園の区域を除く区域 (1)～(5)（略）</p> <p>第3 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）</p> <p>1 景観の特性</p> <p>(1) 地域の概況 （略）</p> <p>(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題 この地域は、地形・植生などの自然条件、土地の利用状況、社会的な動向などにより、5つの類型に区分できます。 類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。 ア 市街地地域（発達した市街地の景観を有する区域） 野沢温泉村の中心部には、それぞれ個性豊かなまとまりのある市街地が形成されています。 この区域においては、統一感のある個性的なまち並みが育成されるよう配慮していくことが必要です。 イ 沿道地域（主要な道路に沿った区域） （略） ウ 田園地域（高社山麓や千曲川沿いに形成された田園の区域）</p>	<p>高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画</p> <p>本計画では、高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。</p> <p>第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域</p> <p>第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係） 次に掲げる区域のうち、上信越高原国立公園の区域を除く区域 (1)～(2)（略） (3) 飯山市の区域 (4)～(6)（略）</p> <p>第3 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）</p> <p>1 景観の特性</p> <p>(1) 地域の概況 （略）</p> <p>(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題 この地域は、地形・植生などの自然条件、土地の利用状況、社会的な動向などにより、5つの類型に区分できます。 類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。 ア 市街地地域（発達した市街地の景観を有する区域） 飯山市及び野沢温泉村の中心部には、それぞれ個性豊かなまとまりのある市街地が形成されています。 この区域においては、統一感のある個性的なまち並みが育成されるよう配慮していくことが必要です。 イ 沿道地域（主要な道路に沿った区域） （略） ウ 田園地域（高社山麓や千曲川沿いに形成された田園の区域）</p>

中野平や木島平等の盆地の区域では、平坦な地形を反映した広がりのある田園景観が構成されており、中野平、木島平の一带からは、高社山への雄大な眺望が得られます。また、地域南部、北部の千曲川沿いの地域では、両岸を豊かな緑で覆われた谷と農地や集落が一体となって、自然と調和した景観を構成しています。

この区域においては、高社山を望む、あるいは千曲川と一体となった優れた田園景観が保全・継承されるよう配慮していくとともに、高社山や千曲川への良好な眺望を確保していく必要があります。

エ 山麓田園地域（山麓部の田園及び保健休養地域の区域）
（略）

オ 山地・高原地域（標高の高い山地・高原の区域）
（略）

2 景観の育成の方針

(1) 市街地地域
（略）

(2) 沿道地域
（略）

(3) 田園地域
（略）

(4) 山麓田園地域
（略）

(5) 山地・高原地域
（省略）

3 規制又は措置の基準

次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。
地域区分

(1) 市街地地域
ア （略）

(2) 沿道地域
次の道路及びこれらの両側各30メートル以内の地域のうち、(1)に掲げる地

中野平や木島平、**信濃平**等の盆地の区域では、平坦な地形を反映した広がりのある田園景観が構成されており、中野平、木島平の一带からは、高社山への雄大な眺望が得られます。また、地域南部、北部の千曲川沿いの地域では、両岸を豊かな緑で覆われた谷と農地や集落が一体となって、自然と調和した景観を構成しています。

この区域においては、高社山を望む、あるいは千曲川と一体となった優れた田園景観が保全・継承されるよう配慮していくとともに、高社山や千曲川への良好な眺望を確保していく必要があります。

エ 山麓田園地域（山麓部の田園及び保健休養地域の区域）
（略）

オ 山地・高原地域（標高の高い山地・高原の区域）
（略）

2 景観の育成の方針

(1) 市街地地域
（略）

(2) 沿道地域
（略）

(3) 田園地域
（略）

(4) 山麓田園地域
（略）

(5) 山地・高原地域
（略）

3 規制又は措置の基準

次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。
地域区分

(1) 市街地地域
ア **飯山市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の区域**

イ （略）

(2) 沿道地域
次の道路及びこれらの両側各30メートル以内の地域のうち、(1)に掲げる地

域及びい道の区間を除いた地域

高速自動車国道関越自動車道上越線、一般国道117号、一般国道292号、一般国道403号、一般国道405号、県道中野豊野線、県道飯山野沢温泉線、県道飯山妙高高原線

(3) 田園地域

次の区域のうち、(1)、(2)及び(5)に掲げる地域を除いた地域

ア～オ (略)

(4) 山麓田園地域

(略)

(5) 山地・高原地域

次の区域のうち、(2)に掲げる地域を除いた地域

ア 都市計画区域、農業振興地域のいずれにも含まれない地域

イ 次の地域

域及びい道の区間を除いた地域

高速自動車国道関越自動車道上越線、一般国道117号、一般国道292号、一般国道403号、一般国道405号、県道中野豊野線、県道飯山野沢温泉線、**県道上越飯山線、**県道飯山妙高高原線**及び**県道飯山斑尾新井線

(3) 田園地域

次の区域のうち、(1)、(2)及び(5)に掲げる地域を除いた地域

ア～イ (略)

ウ **飯山市の区域のうち、東日本旅客鉄道株式会社飯山線（以下「飯山線」という。）のうち中野市と飯山市との境界から一般国道292号との交差点まで、一般国道292号のうち飯山線との交差点から県道曾根藤ノ木線との交差点まで、県道曾根藤ノ木線のうち一般国道292号との交差点から県道上越飯山線との交差点まで、県道上越飯山線のうち県道曾根藤ノ木線との交差点から県道箕作飯山線との交差点まで、県道箕作飯山線のうち県道上越飯山線との交差点から飯山線戸狩踏切まで、飯山線のうち戸狩踏切から下境踏切まで、県道箕作飯山線のうち飯山線下境踏切から飯山線鳴沢踏切まで及び飯山線のうち鳴沢踏切から飯山市と下水内郡栄村との境界までの区間の下水内郡栄村に向かって右側の千曲川河川中心から左側の地域並びに県道中野飯山線のうち中野市と飯山市との境界から飯山市と中野市との境界及び飯山市と下高井郡木島平村との境界を経て県道飯山野沢温泉線のうち下高井郡木島平村と飯山市との境界（烏川橋北）まで、県道飯山野沢温泉線のうち下高井郡木島平村と飯山市との境界（烏川橋北）から県道柏尾戸狩停車場線との交差点まで、県道柏尾戸狩停車場線のうち県道飯山野沢温泉線との交差点から一般国道117号との交差点まで及び一般国道117号のうち県道柏尾戸狩停車場線との交差点から飯山市と下高井郡野沢温泉村との境界までの区間の下高井郡野沢温泉村に向かって左側の千曲川河川中心から右側の地域**

エ～カ (略)

(4) 山麓田園地域

(省略)

(5) 山地・高原地域

次の区域のうち、(2)に掲げる地域を除いた地域

ア 都市計画区域、農業振興地域のいずれにも含まれない地域

イ 次の地域

(ア) ~ (エ) (略)

(ア) (略)

(イ) 飯山市の区域のうち、飯山市道2-373号線のうち下水内郡豊田村と飯山市との境界から飯山市道2-373号線の起点までを経て飯山市道2-407号線の終点、県道飯山斑尾新井線と飯山市道1-242号線との交差点、飯山市道5-388号線の起点、飯山市道5-301号線と飯山市道6-337号線との交差点、飯山市道6-374号線の終点、飯山市道9-392号線と飯山市道9-399号線との交差点、飯山市道9-432号線の終点、飯山市道9-457号線の終点、飯山市道10-332号線の終点、飯山市道10-422号線の終点、飯山市道10-424号線の起点、一般国道403号と飯山市道10-379号線との交差点及び飯山市と下水内郡栄村との境界と農業振興地域の境界との交点を結んだ区間の下水内郡栄村に向かって左側の地域（一般国道292号のうち新潟県と長野県との境界から新潟県と長野県との境界を経て新潟県と長野県との境界のうち飯山市大字富倉の地域森林計画対象民有林61林班と62林班の境界との交点、飯山市道6-379号線と飯山市道8-310号線との交差点、飯山市道5-301号線と飯山市道6-379号線との交差点を結び、飯山市道5-301号線のうち飯山市道6-379号線との交差点から一般国道292号との交差点まで、一般国道292号のうち飯山市道5-301号線との交差点から飯山市道5-312号線との交差点までを経て一般国道292号と飯山市道5-312号線との交差点、飯山市道5-309号線の終点を結び、飯山市道5-309号線のうち終点から起点までを経て飯山市道5-309号線の起点と飯山市道5-306号線の起点とを結んだ線と農業振興地域の境界との交点を結び、農業振興地域の境界のうち飯山市道5-309号線の起点と飯山市道5-306号線の起点とを結んだ線と農業振興地域の境界との交点から毛無山方向に進み長野県と新潟県との境界との交点までを経て飯山市道8-323号線の終点及び一般国道292号のうち長野県と新潟県との境界を結んだ線で囲まれた地域を除く。）並びに飯山市道4-301号線と飯山市と下高井郡木島平村の境界との交点、飯山市道4-324号線の終点、飯山市道4-228号線の終点、飯山市道4-340号線の終点、飯山市道4-345号線の終点、飯山市道4-357号線の終点、飯山市道4-425号線と飯山市道4-116号線との交差点を結び、飯山市道4-116号線のうち飯山市道4-425号線との交差点から飯山市道4-363号線（起点）との交差点まで、飯山市道4-363号線のうち飯山市道4-116号線との交差点（飯山市道4-363号線の起点）から飯山市道4-116号線との交差点（飯山市道4-

(別表) 高社山麓・千曲川下流域重点地域景観育成基準

(略)

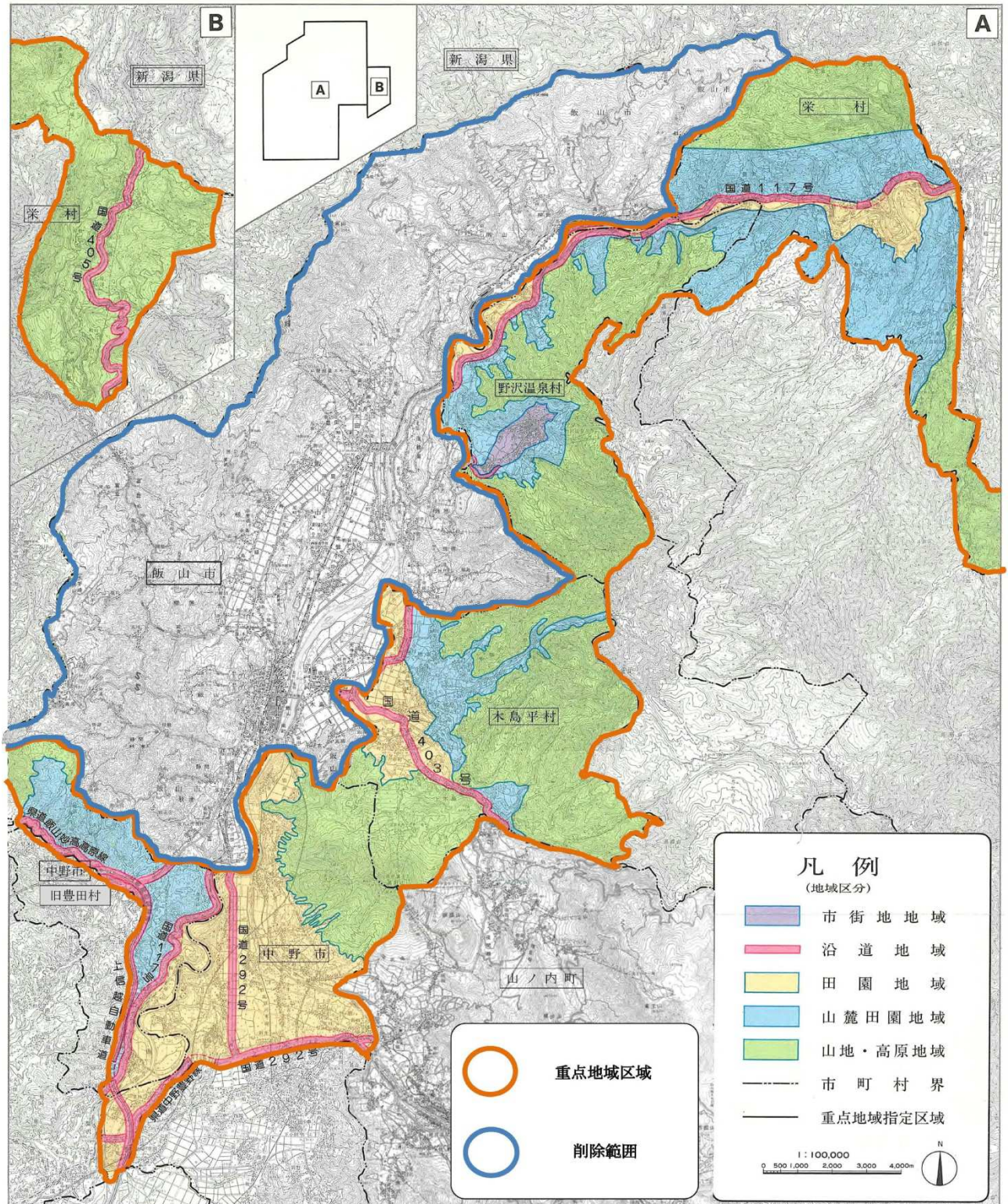
ー363号線の終点) まで及び飯山市道4ー116号線のうち飯山市道4ー363号線(終点)との交差点から飯山市道4ー116号線の終点までを経て飯山市道4ー364号線と飯山市と野沢温泉村の境界との交点を結んだ区間の下高井郡野沢温泉村に向かって右側の地域並びに飯山市大字山岸、大字其綿、大字吉及び大字木島の区域のうち地域森林計画対象民有林の地域

(ウ)～(オ) (略)

(別表) 高社山麓・千曲川下流域重点地域景観育成基準

(略)

高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域の地域区分図



この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、国院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 平12陸院第 52号